

催し

生活

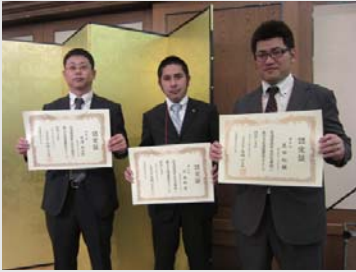
募集

教養・資格

子育て

その他

新たに3人が 北海道農業士に認定！



2月16日に北海道主催の「北海道指導農業士・農業士称号贈呈式」が札幌市内で行われ、高田裕輔さん（樺戸町）、有澤賢太郎さん（ビトエ）、戸来興貴さん（蘇岱）が新たに北海道農業士に認定されました。

農業士は農業経営の改善や地域農業の振興に積極的に取り組む模範であり、贈呈式では新たに認定された全道の農業士55人を代表し、高田裕輔さんが「地域農業の発展に役立てるよう努力します」と力強い決意表明をしました。

今後もさまざまな経験を活かし若手農業者のリーダーとして、町内の指導農業士5人、農業士12人と共にさらなるご活躍を期待しています。

納税

3月31日は国民健康保険税（第9期分）の納期限

納期限までに納付しない場合には、督促状が発付されたり、延滞金がかかる場合がありますので、忘れずに納付しましょう。

病气や失業など、やむを得ない事情がある場合はご相談ください。

▼問合せ 税務課納税係（☎23-2341）

検診

平成29年度より乳がん検診の検査項目が変わります

乳がん検診の検査項目は、「マンモグラフィによる検診を原則とする」「視触診については死亡率減少効果が十分ではなく、精度管理の問題もあることから推奨しない」と、厚生労働省のがん検診の指針が一部改正されました。これを受け、平成29年度より当別町での乳がん検診は「視触診のないマンモグラフィ検診のみ」実施します。

＜乳がんについて＞

乳がんは女性にできるがんの中で最も多く、特に40歳代後半に多く発生しています。たくさんの方が治療により乳がんを克服しており、「治りやすいがん」といわれています。早期にがんを発見するためには、2年に1度のがん検診や定期的に自己触診を行うことが大切です。

＜乳がん検診について＞

町では乳がん検診費用の助成を行っており、「ゆとろで受診ができるもの」「都合の良い日に診療機関で受診する方法」などさまざまな受け方があります。受診できる健診医療機関や日程は、町ホームページのほか、健康だよりでお知らせします。

▼問合せ 保健課健康推進係
（ゆとろ内・☎23-4044）



縦覧

固定資産税の納税者は 帳簿を縦覧できます

固定資産税の納税者は、自分の所有する土地・家屋の評価額が適正かどうかを判断できるように、町内で課税している土地と家屋の評価額を記載した「土地・家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧することができます。

▼期間 4月3日（月）～6月30日（金）（土・日曜、祝日を除く）
※いずれも8時45分～17時15分

▼場所 役場1階税務課

▼縦覧できる方

納税者本人、納税者と同一世帯の親族・納税管理人、代理人（委任状が必要）

▼縦覧ができない場合

- ・免税点未満（少額のため課税免除された資産）、非課税資産のみを所有する方（納税者でない方）。
- ・土地だけを所有する方の家屋の縦覧、家屋だけを所有する方の土地の縦覧。
- ・将来購入予定の土地や特定の個人が新築した家屋の縦覧。

▼縦覧帳簿の記載内容

【土地】所在・地番・地目・地積・価格

【家屋】所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格・建築年

▼縦覧手数料 無料

※縦覧帳簿の交付はしません。

▼縦覧する際に必要なもの

印鑑、本人確認ができるもの（健康保険証、運転免許証等）

▼問合せ 税務課資産税係（☎23-2333）

特 定 健 診

**忘れず受けよう！ 特定健診
期限は3月31日まで**

平成28年度中に40歳～74歳になる当別町国民健康保険に加入している方には、「特定健康診査受診券(緑色)」を発行しています。**有効期限は3月31日**ですが、3月末は混み合うことが予想されますので、早めに受診しましょう。

年に一度は健診を受け、目に見えない身体の変化を確認しましょう。受診券がお手元のない方は再発行できますので連絡ください。

▼問合せ 保健課健康推進係
(ゆとろ内・☎23-4044)

後 期 高 齢

**後期高齢者医療制度
～医療費通知を送付します～**

3月に被保険者の医療費総額などをお知らせする「医療費通知」を全受診者へ送付します。

これは「医療機関でお支払いした自己負担分を除いた医療費は、後期高齢者医療制度から支払われていることを理解していただく」「健康管理の重要性を意識していただくことで、医療費の適正化と被保険者の皆さんの負担軽減を図ること」を目的としています。

◆注意事項
○確定申告(医療費控除)の添付

- 資料には使用できません。
- 医療機関等の請求遅れなど一部の受診記録が記載されていない場合があります。
- 自己負担額は、市町村等から医療費助成を受けているなど、記載されている金額と実際に窓口で支払った金額が異なる場合があります。
- 通知は受診状況をお知らせするものであり、請求書ではありません。
- 医療費通知の送付を希望しない方は、担当までご連絡ください。
- ▼問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601)

○●(年)金○● **読んで得する年金・国保のお話** ○●(国)保○●

【国民年金保険料は、早割・前納がお得です】

国民年金保険料の口座振替は保険料を当月末に納付する「早割制度」や、現金納付よりも割引額が多い「6カ月前納」「1年前納」「2年前納」がお得です。口座振替を新規でご希望の方で、6カ月前納(4～9月分)・1年前納・2年前納の申込み手続きは毎年2月末までに手続きが必要ですが、早割制度は随時受け付けしています。

| 納付方法 | 割引額 | | | |
|------|-------------------|--------|--------|---------|
| | 1カ月(早割) | 6カ月前納 | 1年前納 | 2年前納 |
| 納付書 | — | 800円 | 3,510円 | 14,400円 |
| 口座振替 | 毎月50円 (年間600円) | 1,120円 | 4,150円 | 15,640円 |

【国民年金保険料の追納をおすすめします】

保険料の免除や納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めた時に比べ老齢基礎年金の年金額が少なくなります。将来受け取る年金額を増やすために、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めることができます。詳しくはお近くの年金事務所へお問合せください。

■年金事務所出張相談所の開設

- ・日時 3月22日(水) 10時～15時
- ・場所 商工会館(錦町)

(相談予約専用ダイヤル ☎011-717-4133)

相談は予約制。
代理人が相談する
場合は委任状等が
必要です。

【ジェネリック医薬品の利用について】

医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。ジェネリック医薬品は新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たす安全なお薬です。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。ジェネリック医薬品の処方を希望される場合は、病院・保険薬局等で医師や薬剤師にその旨を伝え、よく相談してください。病院等で手軽に切り替えの意思を伝えることができるように「希望シール」を役場窓口等で配布していますので、保険証等に貼ってご利用ください。

【Q&A 進学で転出する場合の国民健康保険は?】

Q) 大学(高校)に進学するために当別町から転出する場合、健康保険は転出先住所地の国民健康保険に加入しなければならないのでしょうか?

A) 大学(高校)などに「在学」している間は、当別町から住所を移しても引き続き当別町国保に加入することができます。手続きには「身分証明書、在学が確認できる書類(在学証明書、学生証の写しなど)、印鑑、世帯主と転出する方のマイナンバーがわかるもの」が必要です。

▼国民年金についての問合せ

住民課戸籍年金係(☎23-2463)

▼国保・後期高齢者医療についての問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係(☎23-2467)

税金

自動車税・軽自動車税の住所変更等は3月31日まで

【自動車税】

4月1日現在の登録に基づいて課税されます。納税通知書を確実にお届けするため、住所を変更した場合には**3月末日まで**に手続きをしてください。道税ホームページ (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.htm>) から手続きが可能です。

▼**手続き・問合せ** 札幌道税事務所 (☎ 011 - 746 - 1197)

【軽自動車税】

定置場がある市町村から4月1日現在の所有者に課税されます。廃車・住所変更・譲渡等の手続きは、**3月末日まで**。手続きを忘れると1年分の税金を納めることになりますので、ご注意願います。

▼詳細・問合せ

車種により申告先が変わります。詳細は広報とうべつ2月号p.14または税務課税務係 (☎ 23 - 2332) へ。

夜間

町税と町営住宅使用料等の夜間窓口を開設しています

夜間窓口では、町税と町営住宅使用料(家賃)・駐車場使用料の納付に関する相談などをお受けしています。

■今月の夜間窓口(共通)

3月9日(木)・23日(木)
19時30分まで

▼場所・問合せ

町税窓口：税務課納税係 (☎ 23 - 2341)

町営住宅関係窓口：建設課管理住宅係 (☎ 23 - 3197)

予防接種

お済みですか？ 高齢者肺炎球菌予防接種

今年度、定期接種の対象となった方への費用助成は、**3月31日まで**です。4月以降は対象者が変わりますので、ご注意ください。

▼対象者

①今年度、次の年齢になる方。

65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳。

②60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器に重い障がい(身体障害者手帳1級程度)のある方。

▼**接種回数** 1回

▼**料金** 2,500円(生活保護世帯の方は無料)

▼**実施医療機関** 健康ひろば・実施医療機関(本誌p.24)に掲載しています。事前に予約が必要です。

▼**問合せ** 保健課保健医療係 (ゆとろ内・☎ 23 - 2346)

広告

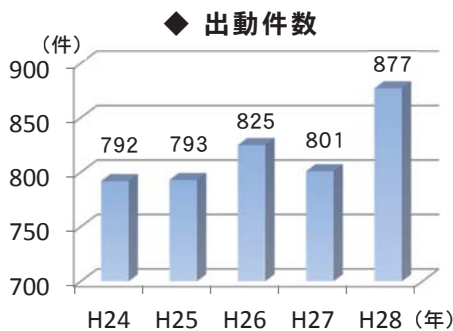
平成28年 救急・火災の状況

■問合せ 当別消防署 (☎ 23 - 2537)

■ 救急の出動状況 (救急救助課救急係より)

当別町での平成28年の救急出動件数は877件(前年比76件増)で急病・一般負傷・転院搬送の順に多く、搬送人数は795人(前年比68人増)となり、町民の約21人に1人が搬送されたこととなります。

当別消防署では町広報や救命講習、ポスター・リーフレット等を通じ救急車の適正利用をPRしていますが、救急出動の件数は増加傾向にあります。



■ 本当に救急車を必要としている人のために ～救急車の適正利用にご協力を～



平成28年に救急車で搬送した人の約半数は軽症(入院を必要としない状態)でした。中には打撲や切り傷など明らかに緊急性が低いと思われるものや、夜間・休日等で診てもらえる病院が分からないから救急車を呼ぶというケースも見受けられます。このような救急車の利用は、緊急性があり本当に救急車を必要としている人に対して適切な救命処置等が遅れ、救える命が救えなくなる恐れがあります。また、救急車の現場到着までの所要時間は全国平均で8.6分(平成27年中)ですが、当別消防署の救急車が出動している場合には、同一組合内の石狩消防署や新篠津消防署から救急車が出動することになり現場到着まで時間を要することになります。

引き続き救急車の適正利用について、ご理解とご協力をお願いします。

■ 火災の状況 (予防課予防係より)

当別町での平成28年の火災件数は12件で前年比で8件の増加となり、12月に発生した建物火災では高齢者の死傷者が1名発生し、尊い命が奪われました。また、火災全体の損害額は365万円となり、前年比302万4千円の増加となりました。

これらの火災の原因は、「コンロ」「焼却炉」「放火、放火の疑い」等です。日頃より火気の取り扱いには十分注意されていることと思いますが、家の周りには燃えやすいものを置かない等、放火を防ぐ対策も行うようお願いします。また、住宅火災により発生した死傷者の多くは逃げ遅れによるものです。火災を早期に知らせてくれる「住宅用火災警報器」の点検および設置をお願いします。

火災はちょっとした不注意や油断から簡単に発生し、皆さんの大切な生命や財産を奪ってしまいます。皆さんの命や大切なものを守るために、一人ひとりが防火の心を忘れずに、「火災のない町、当別町！」を目指しましょう！

◆ 火災発生状況 (種別・件数・損害額)

| | |
|-----|--------------------------------|
| 1月 | 車両 1 (275千円) |
| 4月 | 建物 1 (156千円) |
| 5月 | 林野 2 (0円) |
| 8月 | その他 1 (0円) |
| 9月 | 建物 1 その他 1 (60千円) |
| 10月 | 建物 2 車両 1 その他 1 (2,246千円) |
| 12月 | 建物 1 (913千円) |
| 合計 | 建物 5 林野 2 車両 2 その他 3 (3,650千円) |

